

第73回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
「保護観察官による更生保護出張講座」の実施について

1 趣 旨

近年、犯罪や非行をした人の中には、高齢又は障害による問題や心理的な課題等を抱え、自助努力だけでは立ち直りが難しく、専門的支援が必要となる人が多くいるほか、平成29年12月に策定された国の再犯防止推進計画では、「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」が重点課題の一つとして掲げられており、刑事司法における福祉等と更生保護の連携の重要性はますます高まっています。

そこで、主に社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師等の資格者や福祉系養成校又は法科大学院の教員・学生等を対象に、保護観察所の職員が出向いて、現場経験に基づいた講義・講話を実施することで、更生保護についての理解促進を図ります。

2 主 催

法務省

“社会を明るくする運動”中央推進委員会

3 後 援（予定）

公益社団法人日本社会福祉士会

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

一般社団法人日本臨床心理士会

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

法科大学院協会

一般社団法人日本公認心理師協会

4 実施期間

通年

5 申込規定

- (1) 当講座を希望する社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師等の資格者や福祉系養成校又は法科大学院の教員・学生は、まずは最寄りの保護観察所に希望する日時や講座内容等について照会の上、十分打ち

合せ願います。

(2) 対応が可能であると判断された場合、別添申込書により申込みを行ってください。

(3) 申込団体は保護観察所と日程調整を行い、講座内容や講義形式等については、下記の事項を参考に両者で協議の上、決定してください。

① 講座内容（例）

- ・更生保護全般について
- ・更生保護に携わる人々について～「保護観察官」と「保護司」の仕事とは～
- ・更生保護ボランティアについて～「保護司」「更生保護女性会」「BBS会」「更生保護施設」「協力雇用主」とは～
- ・保護観察について
- ・犯罪予防活動（“社会を明るくする運動”等）について
- ・再犯防止推進計画について

② 講座形式（例）

- ・講義形式
- ・ゼミ形式（分科会等の対話形式）
- ・事例研究

6 申込先及び本講座に関する照会先

“社会を明るくする運動”都道府県推進委員会

（事務局：保護観察所（都道府県庁所在地及び函館、旭川、釧路にあります））

最寄りの申込先等が御不明な場合は、下記までお問い合わせください。

法務省保護局更生保護振興課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 TEL 03-3580-4111（内線2628）